

ご存じですか？

住宅の改修工事などへの 補助制度



市では、地域経済の活性化などを目的に、住んでいる住宅を改修する費用の一部を補助します。

●対象者(全てに該当すること)

- ①住宅の所有者で、かつ補助金の請求の際にその住宅に居住していること
- ②本制度の補助金を過去に交付されたことが無いこと
- ③世帯全員に市税等の滞納が無いこと
- ④暴力団関係者でないこと

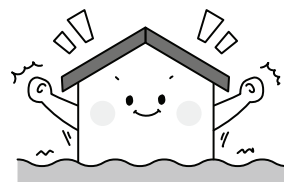
申請をご検討の場合は、予定している改修工事などについて、事前にご相談ください。

●補助金額

①住宅改修工事…対象工事費用の10%相当額(上限10万円)

※他の住宅改修補助金(助成金)を受けた場合は、その補助対象となった工事費を除いた改修工事費が10万円以上のもの。

②耐震改修工事…対象工事費用の60%相当額(上限60万円)



●申請に必要なもの

- ①交付申請書(様式1号)
- ②世帯全員の記載された住民票
- ③建物の所有者を確認できる書類の写し(固定資産税の納税通知書、登記簿、名寄帳など)
- ④世帯全員(18歳以下を除く)市税等滞納がない証明
- ⑤市内施工業者の発行する改修工事見積書の写し
- ⑥改修工事設計書(図面等)
- ⑦耐震診断の結果が分かる書類の写しおよび耐震改修計画書(耐震改修工事に限る)

4/21
受付開始

申し込み・問い合わせ先

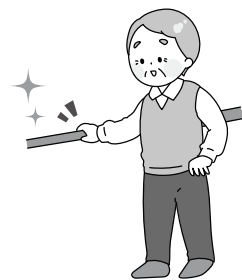
建築課(市役所3階)

注意事項・①住宅改修工事と②耐震改修工事を併せて申請することはできません。

- ・同一工事において他の補助金との併用はできません。
- ・予算枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。
- ・申請書等の様式は、筑紫野市ホームページからダウンロードできます。
- ・チラシは、市役所、各コミュニティセンターにて配布しています。

●対象となる工事

「市内の施工業者が請負い、消費税等除く費用が10万円以上の改修工事」(対象工事)で、令和4年3月31日までに竣工し完了届が提出できるもの。必ず、補助金の交付決定を受けてから、着手してください。着手後の申請は受付できません。



工事種別		工事内容	補助金額
1 住宅改修工事	バリアフリー改修工事	手すりの設置、段差解消工事、滑り止め工事など	対象工事費用の 10% (上限10万円)
	省エネ化改修工事	壁、床、天井などへの断熱材の設置工事など	
	耐震補強工事	基礎部分補強工事、筋かい・構造用合板などによる補強工事など	
	耐久性能改修工事	屋根・外壁改修工事、内部床・壁・天井の改修工事など	
2耐震改修工事		昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断(※1参照)の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅の改修について、建物全体または1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事およびこれに伴う耐震設計。(工事監理を含む)	対象工事費用の 60% (上限60万円)

■福岡県の補助金制度

●耐震診断 (※1 2耐震改修工事の補助を受ける場合に必要です)

対象住宅:昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅

福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度の活用

「簡易診断3,000円」、「一般診断(床下・小屋裏進入調査付)6,000円」

●問い合わせ先

アドバイザー派遣事務局「生涯あんしん住宅」 ☎(582)8061※月曜休館

●既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

若年世帯・子育て世帯が既存住宅を子育て仕様の住宅へリノベーションする際の工事費用や、親世帯と子世帯が近居・同居するためにリノベーションする際の工事費用の一部(最大25万円)を補助するもの。

●問い合わせ先

福岡県 住宅計画課 住環境整備係

☎(643)3734

●省エネ改修事業(家庭(うち)エコ診断制度)

環境省が推進する家庭向けの省エネ診断ツールを利用して、家庭の省エネ度や分野別の二酸化炭素排出量をお知らせします。

また、診断結果をもとに、「うちエコ診断士」が、家庭の環境に合わせた、無理のないオーダーメイドの省エ

ネ方法＝光熱費節約術を提案します。

●問い合わせ先

福岡県地球温暖化防止活動推進センター

☎(674)2360

その他の筑紫野市の住宅関係補助金

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費

在宅の要介護・要支援認定者の居住する住宅を、より安全に生活するための軽微な改修を対象に、20万円を上限に助成します。20万円以内で、かかった費用の9割、8割または7割が支払われます。

※自己負担割合(1割、2割または3割)は「負担割合証」でご確認ください。領収書記載日時点における負担割合を適用します。

●問い合わせ先

高齢者支援課 指定指導担当(市役所1階)

高齢者等住宅改造費助成事業

介護保険の認定を受け、住宅を改造する人で、住民税および所得税が非課税の世帯を対象に、30万円を上限に助成します。(ただし、介護保険優先です)

●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者福祉担当(市役所1階)

居宅生活動作補助用具

身体障がい者手帳所持者または難病患者等(等級制限等あり)が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を対象に、20万円を上限に助成します。

※所得に応じた1割の自己負担額が発生する場合があります。

●問い合わせ先

生活福祉課 障がい者福祉担当(市役所1階)

住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金

住宅用太陽光発電、民生用燃料電池、住宅用蓄電池を自宅に設置する人を対象に10万円を上限に補助します。

詳しくは、9ページをご覧ください。

●問い合わせ先 環境課(市役所2階)

ブロック塀撤去や生垣設置などへの補助

申請前の工事は対象になりません。詳しくは問い合わせください。

【ブロック塀等撤去費補助金】

●対象 地震により倒壊する危険性があると判定された道路に面するブロック塀などを撤去する工事(隣地との境界にあるものは対象外)

※施工業者やブロック塀の高さなどには別途基準があります。

●補助金額 撤去延長(m)×8千円もしくは撤去費用の2/3の低い方の額(上限16万円)

【生垣推進協力補助金】

●対象 市内に住宅用地を所有し、新たに長さ3m以上の生垣を設置する人

※生垣の設置場所および樹木の本数や高さなどには別途基準があります。

●補助金額 長さ3mの基準額2万円に加え、3mから長さ1m増すごとに2千円を加算(上限5万円)

●問い合わせ先 都市計画課(市役所3階)

雨水貯留タンク設置補助金

タンクを購入する前に申請をしてください。詳しくは問い合わせください。

●対象品

▷一般に販売されている雨水貯留タンク

▷直接雨どいから接続し、耐久性のあるもの

▷ふた付きで、雨水以外のものを流入させないもの

●対象者 市内に雨水貯留タンクを設置する建物の所有者または使用者

●補助金額 タンク購入価格の2分の1に相当する額(上限3万円)

●申請期間 令和4年2月末まで

●問い合わせ先

上下水道工務課 下水道担当(市役所2階)